

中小企業等経営強化法に係る課税標準の特例について

(地方税法附則第15条第45項) ※令和5年4月1日以降に取得したものの

日頃は、四万十市の税務行政にご協力いただきありがとうございます。

先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業等のうち、以下に該当する場合は、先端設備等導入計画に基づき取得した設備等に課税される固定資産税の課税標準を軽減する特例を受けることができます。

償却資産の申告を行う際、要件をご確認の上申告書の作成をお願いします。

1 対象者

資本金額1億円以下の法人、従業員数1,000人以下の個人事業主等のうち、先端設備等導入計画の認定を受けた者（大企業の子会社等を除く）

2 対象設備の要件

先端設備等導入計画に基づき、令和5年4月1日から令和7年3月31日までに取得した下表の対象設備のうち、以下の要件3つを満たすもの

- ①年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備であること
- ②生産、販売、役務の提供の用に直接供する設備であること
- ③中古資産でないこと

設備の種類	最低取得価格
機械装置	160万円以上
工具	30万円以上
器具備品	30万円以上
建物附属設備（※）	60万円以上

※償却資産として課税されるものに限る。

3 特例割合

従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合、より有利な特例割合が適用されます。

賃上げの表明	設備の取得時期	適用期間	特例割合
無し	令和5年4月1日から令和7年3月31日	3年間	2分の1
有り	令和5年4月1日から令和6年3月31日	5年間	3分の1
有り	令和6年4月1日から令和7年3月31日	4年間	3分の1

4 提出資料

通常の申告書に加えて以下の書類の提出をお願いします。

- ①先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ②先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ③認定経営革新等支援機関による事前確認書の写し
- ④認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書の写し
- ⑤賃上げ表明を伴う計画を申請した（固定資産税の3分の1の軽減を希望する）場合
従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面の写し

5 申告期限

毎年1月末日（令和6年度申告は令和6年1月31日）

5 提出及び問い合わせ先

<中村地域>

〒787-8501 高知県四万十市中村大橋通4丁目10番地
四万十市税務課 資産税係
電話 0880-35-4428（直通）

<西土佐地域>

〒787-1601 高知県四万十市西土佐江川崎2445番地2
四万十市西土佐総合支所 西土佐住民分室
電話 0880-52-1112（直通）